

江戸時代における秩父郡中津川村鉱山の地域的基盤

原 田 洋一郎

- I. はじめに
- II. 鉱山業の基盤としての山域利用
- III. 江戸時代における山域利用の実態
 - (1) 山稼ぎの場としての百姓稼山
 - (2) 百姓稼山利用の慣行
- IV. 商品経済進展への対応
 - (1) 村民の山稼ぎにおける対応
 - (2) 他所商人への売木
- V. ま と め

I. はじめに

本稿は、江戸時代を通じて小規模鉱山の開発が行われた武蔵国秩父郡中津川村を対象に、その山域利用の展開を明らかにすることを通して、江戸時代における鉱山業成立の地域的基盤を検討することを目的とする。

筆者はかつて、中津川村鉱山の開発の展開から、江戸時代の小規模鉱山の存立要件を検討した¹⁾。中津川村の鉱脈は大量の鉱物を含んではいなかったが、多種類の鉱物を含んで村内の広い範囲に存在していたため、時々々の需要に応じた鉱山開発を可能としていた。村に残る伝説などから、中津川村では江戸時代以前から採金が行われていたことを知ることができる。全国的な鉱山開発ラッシュの時代であった慶長期には、中津川村でも大量の金の産出があったことが伝えられる。しかし、この時期に開発され、有望であることが確認された鉱山はほとんどが幕府の直轄鉱山に編入されたのに対して、この鉱山は幕府の直轄鉱山とならなかったことなどをみると、安定した産金には至らなかったと考えら

れる。

その後約100年の間、鉱山業は停滞していたが、正徳期以降、金・銀・銅・鉛の試掘や採掘が再開されるようになった。これらの鉱山の開発主体や資金の拠出者はいずれも、江戸を中心とした経済圏の商人、あるいは江戸を市場とした材木商売などに携わっていた秩父地域の名主クラスの百姓であった。秩父地域が域内の生産物を取り引きすることによって江戸と深く結びついていたことが、鉱山業成立の要因のひとつとなったのであった。また、鉱山経営への参画や必要物資等の供給といったさまざまな形で鉱山業に関与した村民の存在も、小規模鉱山の存立を支える重要な要因であった。

鉱山業に関する地理学的研究では、鉱業機能が集積された鉱山集落が主な対象とされ、周辺地域の特徴は、鉱山業成立の補助的な機能という側面から注目されるに過ぎなかった²⁾。そこでは鉱山業の効率的な遂行を目的とした地域の統一が前提とされており、地域の住民が自らの生活に鉱山業をどのように位置づけ、これとどのように関わってきたかという視点では十分に検討されてこなかった。たとえこのことが考慮に入れられた場合にも、鉱山が立地する地域の農業生産性の低さなどをもって、その地域における鉱山の重要性が強調されるに留まっていた。

しかし、前稿での検討結果から明らかなように、つねに鉱山業が地域を支え得たわけではなく、また、実際には地域の特徴が鉱山業成立の重要な基盤になるという側面もある。とくに小規模鉱山の事例では、この側面を無視することはできない。鉱山業の展開の理解には、地域か

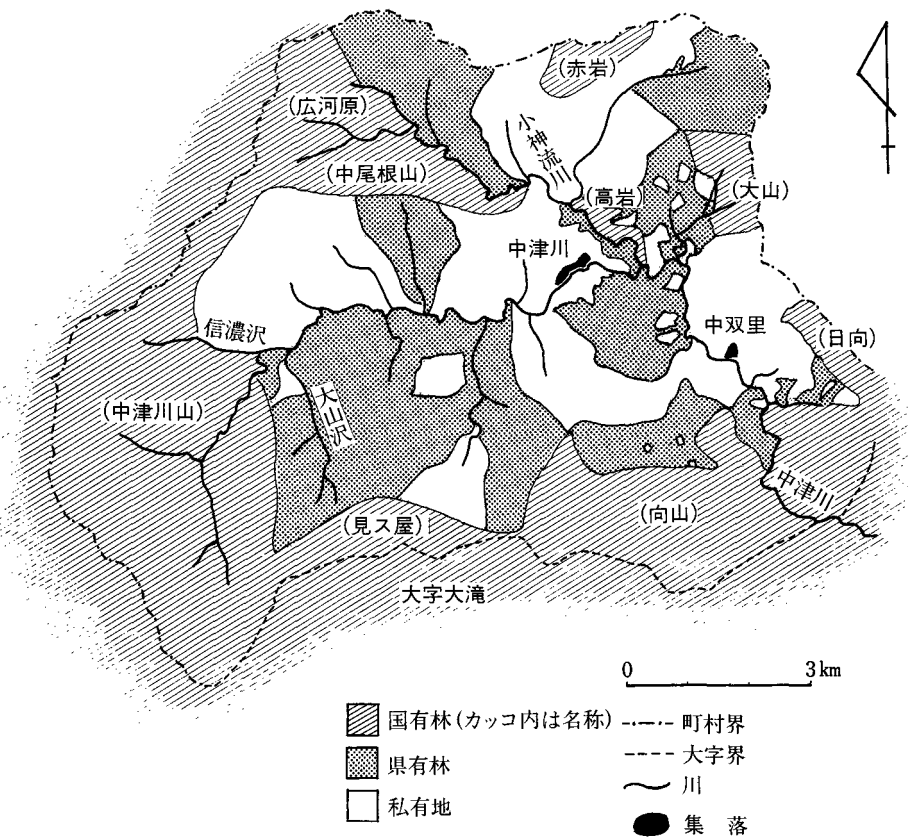


図1 大滝村中津川地区における土地所有区分
(埼玉県森林公社資料により作成)

らみた視点による検討が必要であると考えられる。換言すれば、鉱山業の展開は、対象地域における鉱山業以外の生業のあり方をも視野に入れた上で、それとの因果関係の中において検討する必要があると考える。

以上のような見地に立って、本稿では中津川村鉱山を支えた地域的基盤を検討する。中津川村は秩父郡北西部の山間に立地し、周囲を1000~2000mの山に囲まれており、村域の大部分は山域で占められている。図1には中津川地区の土地所有区分の現況を示したが、周囲を取り巻くように分布する国有林のうち、信濃沢以西の中津川山は、いくつかの江戸時代の絵図類から御林であったことが確認できる。

県有林と私有地の範囲の大部分は、江戸時代には村の共有林であった³⁾。この範囲には耕地と

して高請けされていた土地も含まれるが、それらは中津川・中双里の両集落周辺の川沿いのわずかな緩傾斜の部分に開かれた畑地のみであった。元禄期以降は江戸時代を通じて村の軒数は20~30軒であったのに対し、耕地は畑地ばかり10町足らずしかなかった。このため、広大な共有林を利用した板材の生産や切替畑耕作が村の重要な生業となっていた⁴⁾。また、村の共有林は鉱山用木や用地の供給源ともなっていた。このように、山域の利用は村の存立、および鉱山業の展開にとって重要な意義を持っていたと考えられることから、検討にあたっては山域利用の展開に注目していくことにする。

II. 鉱山業の基盤としての山域利用

江戸時代の鉱山の開発・稼行には、炭木、坑

内の留木、関連諸施設の建築用材として、多量の木材を必要とした。それらは一般には、幕府の用材林であった御林をはじめとする鉾山周辺の山域から供給されていた。中津川村鉾山では、18世紀後半、文政期以降のいずれの盛期にも、それらは村の共有林であった百姓稼山から伐り出された。百姓稼山は、村民の山稼ぎの場であり、幕府に山役金を納めることによってその利用を保証された山域であった。村民自身の生活を支える重要な場であった百姓稼山が鉾山の開発・稼行を支えるために用いられたのであるが、それは村に金銭収入をもたらすことが期待されたため、中津川村民には基本的に好意をもって受けとめられていた。

多くの場合、鉾山の稼人から幕府に提出された鉾山問掘（試掘）の願書には、村役人の奥書・印形が付されていた。奥書の内容は、天明5（1785）年の銅山問掘願のものにある、「村方為合ニ罷成候筋ニ御座候間、何卒御慈悲を以困窮之村方御救旁前書之通問掘御免被仰付被下置候様幾重ニも村方一同奉願上候、仍之名主組頭百姓代奥書印形奉指上候」⁹⁾のように、自村が険阻な山に囲まれた貧しい山であることを強調した上で、鉾山の開発・稼行は村の救済になるので、ぜひとも稼人の出願を認めてほしいという内容のものであった。

用木の供給は、稼人と村との間の取り決めに従って、百姓稼山のうちの限られた範囲において行われた。その取り決めは稼人が幕府から問掘の許可を受け、山入りする際に結ばれることになっていた。この時には、利用できる範囲に加えて、利用期間、代金も取り決められた。また、「樺・樅・栗・朴相除、外雑木之分伐取申候極」¹⁰⁾といったように、伐採できる樹種も限定されていた。ここにあげられた樹種は、村民の山稼ぎに用いられることになっていたためである。

山の代金は、天明5年に取り決められた鉾山開発の例では、薪炭・小屋木の分を合計して金10両2朱⁷⁾、幕末期の六助沢・狩掛沢の2カ所の銀鉛山開発の場合は、弘化2（1845）年の取り決めでは1カ年に金8両、嘉永2年の取り決め

では4カ年に18両であった⁸⁾。これらは百姓株を所有する村民に平等に割り渡され、ほぼ30等分されたから、一人前の収入はごくわずかなものであった。村民の期待したのは、山代金等による収入のみではなく、鉾山の開発・稼行によって賃金稼ぎの途が拓けることであったと考えられる。嘉永5（1852）年の史料に、「村方人足稼方之儀者、女子供者寿々竹与唱ひ鋪内ニ而相用候品を日々稼人共江売渡、一体焼木薪等者稼人江為任置候場所ニ而伐出、右賃金等申請罷在候」と記されているように、嘉永期頃の銀鉛山の時代には、鉾山用木の伐採と運搬、鉾山への照明用具等の販売が、鉾山会所から賃金を取って行われていた⁹⁾。現在のところ事実は確認されていないものの、18世紀後半の盛時にもこのような村民の賃金稼ぎが行われていたであろうことが推測される。

鉾山業の盛時には、自ら積極的に鉾山の開発・稼行に乗りだした村民もあった。この場合には、鉾山稼人となった村民は、村外の出身者であった他の多くの稼人の場合と同様に、村と対談を持ち、山域の利用について同様に取り決めを結ぶ必要があった。天明5（1785）年の銀鉛山開発の稼人となった名主喜兵衛から村に宛てられた取り決めの証文によって、この場合の山域利用についてどのように取り決められたかをみよう。

「為取替申議定証文之事」

一、当村百姓稼山之内字輪名場沢・すゝの平与申場所ニ而此度銀鉛之山色見立申候ニ付、問掘仕度段御願申上度貴殿方江御掛合御相談申候所、村方小前御対談相済御承知之上問掘中百五十拾日之間、地代金式分ニ相極当座ニ相渡申候、然上ハ右場所之儀御下知被仰付候上ハ勝手次第ニ相稼候極、猶又小屋木其外炭薪等儀小屋場地代金之儀ハ御下知相済入山取掛り申候節右場所最奇ニ而先格以御相談致、代金差出御売渡被下候極、是又対談相極申候所相違無御座候、然上ハ右山稼候儀ハ勝手次第ニ仕ル極御座候外、炭・薪・小屋場等之儀、入山之節得与御相談之上万事一存之取斗決而仕間敷候、

一、願ニ付村方役人中御役所様御召出等御座候ハ、諸雑用之儀先例之通私方ト急度差出可申候、且又御見分御役人様方御登之節、水夫入用之儀ハ勿論何ニ而茂一件ニ付入用之儀ハ私方ト差出、村方江少茂御苦勞相掛ケ申間敷候、

一、右山相稼候内、金堀其外諸人足召抱候ニ付病死入等有之候ハ、私方ニ而引請村方江少茂御難儀相掛ケ申間敷候、猶又火之元之儀大切ニ心付候様ニ急度可申付候、惣而喧嘩口論之儀ハ為仕不申様夜遊等ニ村方江差出候儀為仕不候様可申付候、村方作物上木等決而不差障様可仕候、

前書之通御対談之所少茂相違之儀無御座候、為後日取引一札差出申所仍而如件

天明五年巳正月

願主相名主 喜兵衛

名主 嘉兵衛殿
 組頭 喜右衛門殿
 // 段吉殿
 惣百姓代 忠左衛門殿¹⁰⁾

この史料は、問掘を出願する際の対談において取り決められた内容を記したものであり、山域の具体的な利用を取り決めたものではないが、炭・薪・小屋場については幕府の許可が下りて入山する際に改めて対談を持ち、村に代金を支払って鉱山の付近に求めることが記されている。病死入の扱いなどは村外の稼人との取り決めにはないものだが、山域の利用に関わる条文の他、鉱山稼行に関して村役人が役所に呼び出された際の入用費、役人の検分の際の入用費などを稼人が負担すること、火の元の用心や村の治安の維持に関わる条文も村外の稼人の場合とまったく同様であった。

Ⅲ. 江戸時代における山域利用の実態

(1) 山稼ぎの場としての百姓稼山

先に述べたように、鉱山用木や用地の供給源とされた百姓稼山は、村民の生活を支える重要

な場であった。ここでは、百姓稼山が鉱山業以外ではどのように利用されていたかについて述べることにしよう。次に示す史料は、元禄10(1697)年に行われた初めての検地の際に書き上げられたものである。

「一、永老貫三百拾壹文 山役銭

是者中津川・白井差両所ニ而家数三拾壹軒之者共先前ト山稼仕、笹板・挽板・桶木・鞆木・椀挽物・羽子板又者岩茸等ヲ取、同郡小鹿野道法八里餘之難所尤牛馬之通路も無之候ニ付男女背負出し雑穀ニ代替渡世送り、一日暮しの軼ニ御座候得ども右為山役銭高老石ニ付永百文宛申付如斯ニ御座候¹¹⁾」

ここにあるように、村民は百姓稼山の山林資源を利用して笹板等の製材を行っていた。製品は小鹿野町や古大瀧村の塩沢へ持ち出されて売られていた。また、百姓稼山では切替畑耕作も行われた。寛政2(1790)年の時点で伐開畑として109枚が開かれていたことが確認できる。伐開畑の存在は、この年に至って初めて幕府代官所の知るところとなり、「中津川村内百姓稼山高五石三斗三升三合之内伐開畑改帳」が作成された。その様式は、

「字赤岩平 一枚 喜兵衛

同一枚 嘉兵衛分市左衛門」

といったもので、面積は記されていないが、村人の中で相互にその利用者が明確に認識されていたことが確認される。

「改帳」には「右畑(伐開畑)之儀者至而深山險阻霧下ニ御座候故、蕎麦・粟・稗三品斗作付仕候得共拾ヶ年之内老ヶ年茂実入苧取候様ニ而残り九ヶ年之儀者皆無同前ニ御座候、其上三ヶ年程作付候得者夕立大雨之節、谷合ニ作り土押払、一面之岩なめに相成、作付相成不申候ニ付亦々貳拾ヶ年程茂打捨置候得者落葉下草等腐重候故、亦々開発仕前書三品作付仕候」とある。江戸時代と現代とを直ちに比較することはできないが、中津川で昭和30年代頃まで行われていた焼畑耕作に関する聞き取りを参考にしてみると、話者の家で字山鳥に所有していた3反

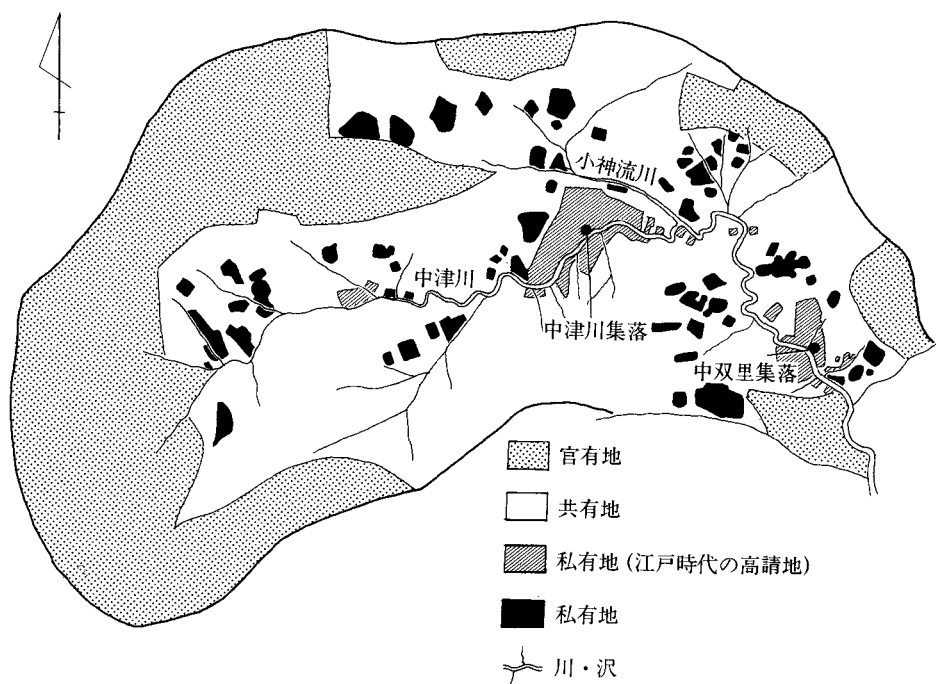


図2 明治10年代における中津川村の土地所有形態

注：1) 基にした絵図の距離関係は正確ではなかったため、縮尺を示すことはできなかった。
 2) 江戸時代の高請地は、元禄検地帳と寛政3年村絵図を参考にした。
 (大滝村中津川幸島敬一家所蔵「中津川村絵図」より作成)

歩の焼畑を、一度にすべて焼くのではなく、たいてい2～3畝程度、家族2～3人の手で焼ける程度の面積を焼くのがふつうで、集落で共同で作業することは少なかったという。7月初旬に立木を伐採し、8月初旬に焼き、初年にはソバを作付けした。2年目以降はアワ・キビ・ヒエが中心で、時に豆類が作付けされることもあった。3～4年利用した後休耕し、約10年経って再度焼いたという。切替畑耕作によって最低限の食糧確保は可能であった。

天保5(1834)年には、百姓稼山に伐開畑として開かれた場所が荒地地となった跡に生えた桐を、その畑を開いた者が所有し、売り渡したことを示す史料がある¹²⁾。この事実からは、一度開いた場所の利用権が、そこが再び山林に戻っても保持されていたことがわかる。明治10年代の土地所有区分を示した図2によれば、広大な村の共有地の内に私有地が散在している。共有地は江戸時代の百姓稼山である。これらの私有

地の地目を明治20年頃の土地台帳によってみれば、すべてが「山林」か「焼畑」である。「山林」地目のものも、明治9年の地引帳では、ほとんどが「焼畑」として記載されている。また、これらの私有地が分布する字名は寛政2年の書上に記されている字名と極めてよく一致する。これらのことから、共有地の内の私有地は、江戸時代に村民によって開かれた伐開畑であったと推測される。

伐開畑は稼山域内の広い範囲に分布していたが、詳細にみると、そのほとんどは沢に面した緩傾斜地に分布している。中津川村の山域では、全体的に表土が薄く、岩盤が露出している所も多いため、耕作のためにはこのような場所を選ばざるを得なかった。伐開畑は集落からかなり離れた場所にも開かれたが、それらは主要な道筋に近く位置していた。当時の主要な道筋としては、両神山に連なる尾根筋を越えて小森谷へ下り、小森村・薄村を經由して小鹿野町へ至る

道筋と、赤岩峠や八丁峠を越えて赤平川沿いの河原沢村・三山村を経て小鹿野町へ至る道筋があげられる。「背負出勝手宜敷所計稼キ、山入難所之持出難成所ニ中々難及候所木数立込御座候」¹³⁾とあるように、製材は運搬の容易な場所で行われた。

以上を勘案すると、伐開畑の好適地と製材のための好適地とは重なっていたと考えられる。製材のために立木を伐採した跡地利用として焼畑耕作が行われていた可能性もある。再び近年の例をあげれば、基本的に焼畑は材木として売ったり、炭焼きのために山林を伐採した跡、開いた地を有効利用するため、焼いて数年間畑として用いたのであって、耕作自体が目的とされたのは第二次世界大戦中や戦後のように食糧が不足した時代に限られていたという話が、秩父地域の諸処で聞かれた¹⁴⁾。

(2) 百姓稼山利用の慣行

百姓稼山で発見された物は、発見者が自由に利用できるという慣行があったとされている。「鉛山記録」には、これについて次のように記されている。

「(百姓稼山において) 検見付ル人ハ其物勝手ニ挽板等之稼取、岩茸見当候者ハ其者自由に取之、作物仕附場所見付候得者ハ差を切るト申切開山畑拵へ菜畑に可被成処見付候人者其物所持之積切替畑ト号、外人手入不致見立人ニ限所持之心得村中相互実儀ニ仕くせ郷風ニ相成居(後略)」¹⁵⁾

この文言の通り、発見者が山林資源を所有し、自由に利用できるということであれば、百姓稼山の資源はたちまち枯渇してしまったであろう。しかし実際には、百姓稼山内で山稼ぎを行うことのできる者は、基本的に村民のみと厳しく制限されており、他村の者を雇入れて山稼ぎを行うことは認められなかった。このような慣行は、一部の村民による資源の独占を阻止して、すべての村民が山稼ぎを行うことができることを意図したものであると考えられる。

元禄期には、中津川村で初めての検地が行わ

れた。また、中津川村とこれに隣接する新古大瀧村や上州の山中領と呼ばれる村々で、御林と百姓稼山の区分が明確にされた¹⁶⁾。これらの動きがみられたことは、この時期の幕府による課税体制の統一や資材確保の動きとも関連するであろうが、同時に、村民が自己の所有地や山域の利用権を認可されることに強い関心を持つようになったことをも示すものであると考えられる。

元禄10年に検地が行われる以前の中津川村は年貢が免除されており、村の名主を世襲した2家から毎年御巢鷹を上納していたという。元禄検地の際に名主2家より代官所に差し出された書付には、「(中津川村に) 只今家何十軒御座候共、先祖より我等共兩人ニ而此所不残持来申候」とある。また、元禄9年に代官所に差し出した村連名の一札によれば、「拙者共(村民) 儀、於当村田畠之儀者不及申、山林何ニ而茂少も持不申候、所左衛門・加兵衛畑之内ヲ借り、大麦・小麦・ひへ・粟等之類を作、或ハささ板・岩茸等迄取り渡世送申候」と、村の土地はすべて名主2家の所有であり、他の者は2家から畑を貸し与えられている旨が述べられている¹⁷⁾。

過去帳などによって中津川本村の検地名請人の系譜をたどると¹⁸⁾、そのすべてが名主2家のいずれかの血縁分家か家抱となる(図3)。両家の家抱は、検地帳にそれぞれの分付百姓と記載され、検地時の逸見家当主加兵衛の兄弟も、加兵衛家の分付百姓とされた。検地の際に、独立の条件として、これら分付百姓からそれぞれの分付主に対して、「おゝくさとして沓ヶ年ニ貳人宛」の労働力提供を行うなどの義務を記した証文が入れられた¹⁹⁾。これらのことから、検地以前には分付百姓たちは年貢を納めるかわりに、名主2家に労働力を提供していたことが推測される。労働力提供の他にも、分付百姓たちは正月に干柿、春と秋には穀物を3升ずつ、さらに年貢の30%を毎年名主に納めるべきことが証文には記されていた。分付百姓たちは、このような条件を受け入れても独立することを望んだのであった。分家や家抱が独立することで、山稼ぎの労働力を失った名主2家には、毎年2人まで山稼

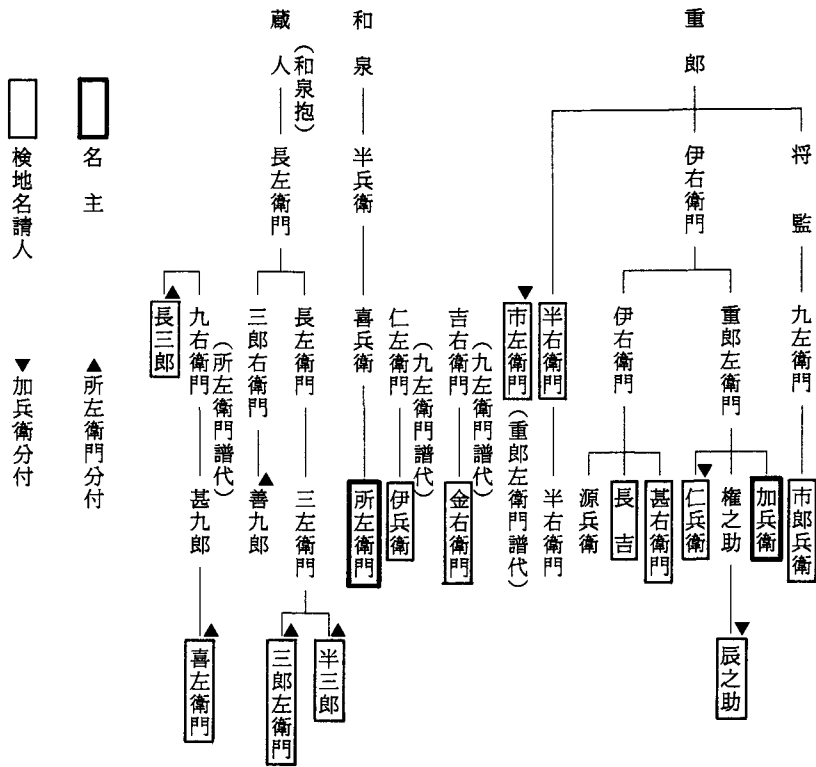


図3 検地名請人の系譜
(逸見家所蔵「先祖代々過去帳」他より作成)

ぎに他村から雇人を用いる権利が名主役料として認められた²⁰⁾。

さて、検地後、年貢は個々の村民によって負担されることになったが、それは本途、小物成

にかかわらず銭納された。百姓稼山の利用に対して課せられた山役銭は、村から納められた年貢の半分を占めており、ここからも山稼ぎが村民の生業の中で重要な位置を占めていたことがわかる(表1)。

山役銭は、村民によって均等に割られ負担されていた。たとえば、延享2(1745)年の所左衛門組7名分の年貢負担帳によると、各自の持高にかかわらず、山役として一律38文を負担しているのがわかる(表2)。村に課された、当時の山役銭1貫66文を28人で割った計算になる。表中にみられる清兵衛は、元文4(1739)年の宗門人別帳によれば三左衛門の弟であり、高を持たずに同人の家に同居している。帳簿上はいわば部屋住みの立場であるが、この者も山役と山役貫を負担していた。村民の連署、連印の証文を作成した際には、清兵衛も書名、捺印をしている。このような例は、江戸時代を通じて多

表1 中津川村の年貢(元禄11年)

畑方本途	永1貫67文
(内訳)	
永416文(中畑)	1町3反8畝20歩)
125(下畑)	6・2・9)
362(下々畑)	7・2・4・15)
5(上木畑)	1・10)
118(屋敷)	2・1・11)
41(上木)	16束半)
山役	永1貫66文
歩銀	永4文5分

大滝村中津川幸島家文書「公用邑用名鑑」(『大滝村誌 資料編11』, pp. 49~72所収)より作成

表2 延享2（1745）年の中津川村所左衛門組における年貢負担（単位：文）

	中畑	下畑	下々畑	上木畑	屋敷	上木	口永	山役	山役貫
所左衛門	184.00	29.00	321.00	2.90	22.00	1.25	5.50	38.00	9.00
松之助	15.70	4.50	43.60	0	3.30	0	2.31	38.00	9.00
儀左衛門	5.50	15.70	25.74	0	1.86	0	1.32	38.00	9.00
三左衛門	0	0.15	2.25	0	1.86	0	1.55	38.00	9.00
清兵衛	0	0	0	0	0	0	0	38.00	9.00
貞右衛門	4.20	0	8.00	0	1.92	0	0.43	38.00	9.00
久兵衛	0	2.90	15.00	0	66.00	0	1.22	38.00	9.00

注：上木とは椿・桑などの商品作物であると考えられる。これに対する年貢は、上木を付ける畑、すなわち「上木畑」の面積に対して賦課されたものと、畑の畔に植えられた上木の束数に対して賦課されたものがあつた。

（大滝村中津川幸島家文書 延享2年「丑ノ御年貢取立帳」より作成）

くみられる。中津川村にあつては、耕地を所有するよりも、百姓稼山を利用する権利を所有することが重要であつたといえる。百姓稼山の山林資源を利用した板材の生産によって、個々の村民が金銭収入を得ることができたことが、この背景にあつたのである。

IV. 商品経済進展への対応

(1) 村民の山稼ぎにおける対応

17世紀後半には、中津川村も江戸への物資の供給圏に組み込まれつつあることが窺われる。たとえば、明暦2（1656）年の江戸大火の直後には江戸向けの笹板の生産が行われた²¹⁾。元禄期にもなると、その傾向はさらに明確に現れてくる。次に示すのは、元禄7（1694）年に、小鹿野町の商人與治兵衛・與四右衛門、古大滝村の久左衛門・源右衛門ら4名の者から代官所へ差し出された訴状の一部である。

「武州秩父領之内両大滝・中津川山ニ而拙者共儀前々方鳥もち仕来り申候儀ハ両大滝・中津川百姓山かせき仕候節、春暮シ成兼申候者ニハ少宛前金借申し而もちの木皮為取、前金差引仕候、尤借置候金年々相済不

申候分ハ年送りニ致置、今般少々借申候分残金御座候、然所ニ此度御江戸衆鳥鷲御運上金百五拾両差上御請負申度旨願被申候由及承候、両大滝村鳥鷲の儀は前々方山御役永差上申候由之山かせぎニ御座候、他之衆御請負致候へバ所之さハリニ罷成、拙者共借シ置申候前金茂済兼可申と奉存候、大分之御運上金差上申儀迷惑ニ奉存候得共百姓御助ニ御座候間右御運上全員数之通ニ而その所の者に被為仰付被下候様ニ奉願候、左候ハ被為仰付之年方五ヶ年ニ御運上金百五拾両差上御請負可仕候、鳥鷲の儀ハ只今迄之通御江戸堀江町鳥鷲問屋秩父屋久兵衛方へ出し商売可仕候²²⁾」

ここから、中津川村の百姓が前金を請け取って小鹿野町の商人に鳥鷲を売っていたことを知ることができる。聞き取りによれば、鷲の木は中津川の山域に多く自生しており、比較的最近まで鳥鷲を作る者があつた。鷲の木の樹皮から鳥鷲を製することは仕事の片手間に一人で十分にできる仕事であつたという。前出の史料によれば、村民が行うのは鷲の木の樹皮を取るまでであつた。これは山稼ぎをしている近辺におい

て旧暦の4月中旬から6月の土用の前までに行われ、8月中旬まで樹皮を水に付けておいたものを商人の方で集めたという。集荷した鳥糞は、與治兵衛らから江戸の鳥糞問屋秩父屋へ仕入れられていた。

このような鳥糞稼ぎの形態は元禄7年以前より行われており、江戸商人の進出によってそれが変えられようとしている。すなわち、江戸の商人がより直接的に生産物を確保しようとするようになってきたのである。地元の鳥糞稼ぎの

許可を願って上納する上納金は、與治兵衛ら6人の仲間の手で負担されることになっていた²³⁾。このことからみても、江戸商人が鳥糞稼ぎを請け負うことによって不利になるのは、與治兵衛らのような地元の商人であったと考えられる。與治兵衛らは、江戸商人による請負が地元の百姓すべてに迷惑になるように述べているが、実際にそうなれば、百姓は直接江戸商人へ生産物を売ることになるまでのことであると思われる。いずれにしろ、この頃には、秩父地域における

表3 百姓稼山における取り決め事項(享保18年)

1. 稼品目等について

① 挽板 (桂・沢栗・樅・榎)	長さ3~6尺迄
② 筐板 (樅・榎)	長さ1尺8~9寸
③ 羽子板 (桧・桂・樅・姫子)	近年は稼がず、この代わりとして折敷板長さ3尺を稼ぐ。羽子板を稼ぐ場合には、折敷板は稼がないこと
④ 桶木 (桧・樅)	長さ1尺~2尺5寸
⑤ 木地腕 (桧・榎)	金元が無いため、享保18年当時は稼がず
⑥ 木地挽物 (桧・榎)	享保18年当時は稼がず
⑦ 鞘木 (朴)	享保18年当時は稼がず
⑧ 岩茸	
外	
⑨ 白箸 (水草・川くるみ)	

2. 稼山の範囲

居村よりおよそ1里半

西・・・桂小屋まで	北・・・赤岩峠まで
東・・・高岩(新大瀧村と入会)	南・・・古大瀧村境

3. 長木は決して稼がないこと、
山稼品も規定の寸尺を超えないこと

4. 稼品の搬出路

- ・大瀧・費川の方
 - ・白井差より小森村
- 上記以外(信州・甲州など)へは搬出しないうこと
他村の者と山稼馴合、御山内へ入り込ませぬこと

5. 信州境の警備を怠らぬこと

6. 両大瀧村との境が入り組んでいるところは互いに調整し、
問題なきように

幸嶋家文書、享保18年「武州秩父郡中津川村御山内之儀被仰渡御書書」(『埼玉県史 資料編16』, pp. 398~400) より作成

生産は、江戸市場の動向に大きく影響されるようになっていたのである。

さて、山稼品目の種類と規格については、享保18(1733)年に中津川村と両大瀧村それぞれに対して代官所から指定された。その山稼品目は、元禄検地の際、村民からの報告に基づいて代官所によって認められていたものとされている²⁴⁾(表3)。しかし、既に享保18年の時点では、このうちの羽子板・木地挽物・木地椀・鞆木は生産されていなかった。また享保17年には、一兩年の間、笹板・桶木などが安価であることをあげ、「木拵等ニは二日或ハ三日も懸り錢三拾式文、随分違者成者共四拾文も稼キ、雜穀ニ取かへ罷帰り其身老人之助成ニも足り不申候所、年寄行歩不相叶者共及絶命ニ至極困窮仕候」と村民が主張しているように、従来の山稼ぎでは十分な収入を得ることが困難になっている。

さらに天明期になると、村から代官所に対して、山稼品目の改定が繰り返し出願された。そのうちの天明5(1785)年のものをみると「挽板者長六尺限りニ御座候ニ付一向之遣用ニ相成不申、捌方無御座候ニ付右挽板類式寸之寸延并稼方品増御免被成下候様去辰春中奉願上候」とあるように、これまでの挽板の規格では当時の需要を満たすことができなかったという理由で挽板の規格拡大が出願されている。結局、天明6(1786)年、従来の山役錢1貫66文に錢1貫450文と、実に倍以上の増銭を加えることによって、表4のように改定された。この間の動きとして指摘できることは、板材の規格がより大きなものへと変更されていることである。これに加えて、下駄木の品目が増設されたことなどは、市場で求められるものが、生産地で加工された製品から原材料へと移りつつあることを窺わせ

表4 天明6(1786)年品目改定後の山稼品目

1. 寸延

①挽板(桂・沢栗・樅・梅+赤松・姫子松・朴・栗・黒桧・唐桧・白桧)

長さ6尺~6尺5寸, 幅1尺5寸以下, 厚さ1寸5分以下

挽板を稼がない場合は先規の通りの規格で羽子板を稼いでもよい。

②折敷板(桧・姫子松+樅)

長さ6尺2寸, 幅1尺2寸(小幅, 寸短は勝手次第)

③鞆木(朴)

長さ3尺2寸以下, 幅5寸以下, 厚さ2寸以下

2. 新規品目

①下駄木・棒木(沢栗・山桐・栗・栃・樅・■・朴・水草・川くるみ)

長さ6尺5寸以下

②鳥糞

3. その他

笹板・桶木・木地椀・木地挽物・岩茸・白箸は従来通り勝手次第

注: ■印は判読不能部分

幸嶋家文書, 天明6年「覚」(『大滝村誌 資料編11』, pp. 68~69)より作成

る。

この時期には、村民の中には杣や木挽き職人などを雇い入れて、山稼ぎの生産性を上げようとした者もあった。これもまた、少量の加工品よりも大量の原料木が求められるようになったことを示すものである。しかし、先に述べたように、百姓稼山の利用は中津川村民に限られていたため、このことはしばしば村内に紛争を生じさせた。

たとえば、明和6(1769)年に、18名の村民によって名主嘉兵衛が訴えられるという事件があったが、この時の訴状によれば、その発端は、「名主嘉兵衛儀遠国他村方杣・木挽・下駄挽等相抱、夥敷山稼仕、稼山伐尽シ難儀仕候」ということであった²⁴⁾。他の村民にとって嘉兵衛のこの行為は、「山稼之儀、所出生之者ハ格別、遠国他村方杣・日雇・木挽等差入相稼不申段、年季奉公人成とも他村之者之儀者決而相稼候儀不仕」という村議定に違背するものであった。嘉兵衛はこれに対して、「所百姓之内稼山ニ而相応之木品見立、根伐角取候木、百姓心得之上代金差出シ私方江買取、右木間切ニ而者差出候儀相成不申候ニ付、木挽相頼引割候得者、是又子供并女人背負出シ賃銭取之候得者全私者人立之稼ニ仕候ニも無之、大勢之助力ニ罷成申候」と、あくまで自分個人の山稼ぎではなく、村全体のためであることを主張した。しかし、取扱人が立ち入って協議した結果、嘉兵衛の主張は認められなかった。

この訴訟の根拠となったのは、これより11年以前の宝暦9(1759)年に結ばれた議定であった。この議定が結ばれた契機も、村内の百姓喜左衛門が他村の者を雇い入れて山稼ぎを行なったことであった。宝暦期以前には、既に他村の商人への売木が為された例があり、他村の商人や職人が村内に入り込むことは珍しいことではなかったし、問題とされたこともなかった。問題となったのは、個人の山稼ぎに雇人を用いたことであった。基本的に山稼ぎは村民の自己の手で行う限りにおいて認められていたからである。この時の議定では、名主役料として名主2

家に認められていた雇人2人を山稼ぎに用いる権利も廃止された。ここに至る詳しい事情は明らかではないが、喜左衛門の行為を否定した以上、名主にこれを認めるのは不公平だという意見が大勢を占めた結果ではなかろうか。

このように、百姓稼山の利用に関しては、板材生産の慣行に基づいてさまざまな取り決めがあった。そしてそれらの取り決めの改定や新設は、村内すべての意見が一致して初めて可能になる性質のものであった²⁶⁾。このことは村民個々が山域を利用することを保証する役割を果たしたが、同時に、村民の商品経済の進展への対応を制限する結果となった。

(2) 他所商人への売木

元禄3(1690)年以降数次にわたって、新古大瀧村・中津川村付の御林から御用材が伐採されたことが確認できる。伐採を行なったのは、御用材の伐採を請け負った江戸の材木問屋と結んだ、秩父大宮町周辺の村々や兩大瀧村の材木商人であった。江戸の発展に伴って、また頻繁に起こった火災の度に、大量の木材が必要とされた。秩父地域は山林資源が豊富な上に江戸に近く、伐採された木材は荒川を利用して江戸まで回送することができたため、江戸の重要な木材の供給地であった。荒川と赤平川の合流点にあたる大淵・野巻両村の名主が、幕府代官伊奈備前守より材木改役を仰せ付けられたのは、慶長8(1603)年のことであった²⁷⁾。このことから、当時既に秩父地域から江戸への廻材が意識されていたことが窺われるが、現在のところ、江戸時代初頭における江戸への廻材の事実は確認されていない。慶長9年の江戸城本丸造営の際の材木の調達方法をみると、城下に尾張・紀伊・駿河・遠江・三河などの材木商人を呼び寄せ、各々の地元から材木を伐り出させていることから、この時代は伐木・運木の先進地であったこれらの地域が主要な木材の供給地であったと考えられる²⁸⁾。

御用木の伐採に際しては、御林ばかりでなく、百姓稼山の山内からも御用材が伐り出されることがあった。たとえば、寛保3(1743)年には、

御用材の伐り出しを請け負った秩父郡久那村金助・与衛門、江戸日本橋小菱屋仁兵衛らによって百姓稼山から槻13本が伐り出された。またこの時には、材木を山から最寄りの川まで下ろすのに使用する敷板等も百姓稼山から伐り出され、請負人に売り渡されている²⁹⁾。このような時には、村民は材木の運搬や伐採の手子などによって金銭を得ることができたと考えられる。

18世紀には、御林での伐採の折に限らず、材木商人が幕府へ出願して、百姓稼山の伐採を請け負った例が頻繁にみられた。大淵村の名主の元文元(1736)年の書付によれば、「百姓持山・稼山之材木伐出度儀、御支配様江奉願候而、御吟味相済候へハ木品・木数ハ何程何村より出候ニ付相改候ハハ川通候様ニ御注文被下置候御事、」とある。中津川村でも、享保期頃からそのような例がみられるようになり、次第にその件数も増加した³⁰⁾。このような形で伐採を行うのは、多くの場合他所の材木商人であり、村はこれへ百姓稼山の立木を売り渡したのであった。

たとえば、享保17(1732)年には秩父大宮町五郎左衛門が中津川村の百姓稼山からの材木の伐出を所望した。村は五郎左衛門と対談の末、稼山の3分の1に相当する字深沢、小なめ、大なめ、相原沢、市郎左衛門谷、石舟沢、赤岩谷の7カ所を年季5年を限り伐採を認め、木代金として1カ年につき100両受け取る取り決めを結び、代官所へ伐採の許可を出願した。木代金は、村内で平等に分配する建て前であった。また、この時の願書によれば、「五郎左衛門稼山伐出し相願、相応之代金相渡シ候へハ老若男女共ニ骨折も不仕助成ニ罷成、其上他村よりも大勢入込候へハ日雇稼等も有之、外之渡世も御座候而番々閏ニ罷成候」とある。村民は木代金を得る他に、日雇稼ぎなどによる収入も期待していたことがわかる。

先に述べたように、村民は他村から人足を雇い入れて山稼ぎを行うことはできなかったが、18世紀末には、他村の商人と同様に村と対談して立木を買い請ける取り決めを結んだ上で伐採を行う例がみられるようになった。寛政3(1791)

年1月に、名主嘉兵衛と百姓伊惣次は、百姓稼山内の字大なめ、字日影平、字日向平の3カ所を金112両で買い請けた。伐採の期間は寛政5年までの3年間であった³¹⁾。村へ支払う山代金112両の他、入山してから材木が江戸に到着するまでには多額の資金が必要とされたが、それらは上州前橋町の本好屋吉蔵を金主として調達された³²⁾。これ以後、幕末期に至るまで、村民が百姓稼山の木を買い請けて稼いだ例は多くみられる。文化10年に百姓稼山の槻を買い請けた百姓佐右衛門に村から入れられた一札には、「前文稼方之儀、村方人足ニ而不手馴稼方者他村人足御差入御稼被成候」という一節が記されており、百姓稼山の立木を買い請け伐採する際には、基本的に村民を労働力として用い、村民が不慣れな作業にかぎり、他村から人足を雇い入れる取り決めであったことがわかる³³⁾。

V. ま と め

本稿では、中津川村における山域利用の展開を明らかにすることを通して、鉱山業成立の重要な要件のひとつである地域的基盤がどのようなものであったかについて検討してきた。その結果は以下のようにまとめられる。

村内で鉱山開発が行われた際には、中津川村の共有林であった百姓稼山から鉱山へ鉱木・小屋木・薪・炭木などの木材が供給された。この時には、鉱山開発に先立って鉱山稼人と村との間に利用できる範囲・期間や代金などに関する取り決めが結ばれた。村民が鉱山を開発した場合にも、村外の稼人と同様の取り決めを結んだ上で用木の伐採が認められた。村民にとっては、鉱山開発は木代金の他、木の伐採や運搬等の賃稼ぎによって金銭を得る良い機会であった。

百姓稼山は本来、中津川村民の山稼ぎに利用されるものであった。山稼ぎの主な内容は、板材の生産と切替畑耕作であった。江戸時代初期には村の名主を世襲した2家が他の村民を自家の労働力として山稼ぎを行っていたと推測される。元禄期になると、村で初めての検地が行われ、百姓稼山と御林の区分、山稼ぎの品目な

どが明確に定められた。後者は隣接する新古大瀧村や上州山中領の村々でも同時期に行われた。これらは幕府の課税体系の統一や資材の確保の一環として行われたとも理解されるが、同時に村民が自己の所有地や山域の利用権を確保することに強い関心を持つようになったこととも関連すると考えられる。この背景には、生産物が村民個々と小鹿野町など秩父地域の町場の商人あるいは江戸の商人との間で直接取り引きされるようになった、この時期の生産・流通状況があったと考えられる。

検地以後、百姓稼山の利用に対して賦課された山役銭は、村民によって均等に負担された。百姓稼山を利用できるのは山役銭を負担する者に限られ、他村から人足を雇って山稼ぎをすることは認められなかった。これらのことは、一部の者によって稼山の山林資源が独占され、枯渇してしまうのを防ぎ、村民個々の山稼ぎを保護する役割を果たしたものであったと考えられる。

中津川村の生産は主な市場であった江戸での需要に左右されたが、板材の品目や規格をみると、実際に生産される品目は次第に減少し、より大きな規格のものへ、より加工度の低いものへと向かう傾向があった。こうした中、宝暦期頃には経済力のある一部の村民が他村の人夫を稼山に入れて大量に樹木を伐採したために、他の村民によって訴訟されるという事件が起こった。

さらに、18世紀には百姓稼山からも丸太や角材の形で材木が伐り出されるようになった。当初は村周辺の御林の伐採を請け負った商人が、補助的に百姓稼山の樹木も伐採したものであったが、享保期以降は百姓稼山のみを伐採が出願されるようになった。伐採を行なったのは、秩父地域の他村の商人や江戸の商人であった。彼らは、村と交渉して一定の範囲の山林を期限を設けて買い請け、伐採を行なった。村民はその代金の他、賃銭稼ぎの機会を得ることができた。村民が百姓稼山の伐採を行うときも、上記のような他村の材木商人たちと同様であった。この

時、山代金などの諸経費は他村の商人を金主として賄われることもあった。

以上にみたように、中津川村は村領域の大部分を成す百姓稼山を有効に利用することによって存続してきた。このようにして存続した村が、現金収入を確保するべく積極的に鉱山業に関与したことは、鉱山業成立に寄与していた。また、山域利用の重要性が村民によく認識されていたことが鉱山業の存続に寄与していた面もあった。たとえば、山域利用は村民の生存に必須であったがゆえに、ある面では鉱山業にとって規制条件となったが、村の取り決めによって山林資源が保全されてきたことは鉱山業再開の条件になった。ここでは詳しく触れることはなかったが、鉱石の運搬路は、通常は山稼ぎの生産物を運搬するために整備されていたものであった。以上にみえてきたような地域的基盤が、中津川村において、鉱山が断続的ながらも長期にわたって開発されることを可能にしたと理解される。

江戸時代の日本の鉱山は、他の国の鉱山と比較して、いずれも長期間にわたって開発された。この背景には、ここで明らかにされたような地域的基盤の存在があったように思われる。幕府や諸藩が直接経営した大規模鉱山においては、鉱山への必要物資の供給のために、いわゆる「お困い村」が設定されたが、これらはそのような地域的基盤を制度的に位置づけ、整備したものであるのではないだろうか。江戸時代以前の鉱山業や鉱山地域の特徴がどのように受け継がれ、どのように変容されて江戸時代へと展開したのか、そして明治の近代化期を経てどのように展開したかについても検討することが今後の課題である。

(筑波大・院)

〔注〕

- 1) 原田洋一郎(1993)：江戸時代における小規模鉱山の開発——武州秩父郡中津川村を事例として——，人文地理，45-4，66～83頁。
- 2) 川崎 茂(1985)：鉱業と鉱山町，山崎謹哉編『近世歴史地理学』大明堂，163～172頁。

- 3) 県有地となっている山林は、記名代表形式で登記されていた百姓稼山の一部を買い受けた本多静六氏より埼玉県へ寄贈されたものである。その他、この地区の江戸時代の百姓稼山の明治期以後の沿革の詳細については、富岡政治の論考の一部に報告されている。
- 富岡政治(1992): 地域労働市場の形成過程に関する一考察——奥秩父山村集落の事例から——, 史苑(立教大学史学会), 53-1, 53~56頁。
- 4) 内務省地理局編(1884): 『新編武蔵風土記稿』, 328~332頁(1972年復刻版, 大日本地誌大系18, 雄山閣)。
- 5) 大滝村中津川逸見家文書 天明5年1月「乍恐以書付奉願上候」。
- 6) 逸見家文書 天明5年5月「差出申一札之事」。
- 7) 前掲6)。
- 8) 幸島家文書「鉛山記録」, 埼玉県(1990): 『新編埼玉県史 史料編16(近世7 産業)』491~537頁所収。
- 逸見家文書 嘉永2年9月「売渡申証文之事」。
- 9) 大滝村中津川山中梅次家文書 嘉永5年10月「乍恐以書付奉願上候」, 筑波大学歴史地理学研究室(1991): 『歴史地理学調査報告第5号』132~133頁所収。
- 10) 逸見家文書 天明五年正月「為取替申一札之事」。これと同様の証文として、寛政2(1790)年の村内百姓松四郎による銀鉛山開発の際のものがある。
- 大滝村中津川山中梅次家文書 寛政2年「為取替申一札之事」, 筑波大学歴史地理学研究室(1991): 『歴史地理学調査報告第5号』132~133頁所収。
- 11) 大滝村中津川幸島家文書 元禄10年2月「覚」, 大滝村(1987): 『大滝村誌史料編11』, 107頁。なお、元禄10年の検地の翌年、それまでは中津川村の枝郷であった白井差は分離されたため、その分の山役銭が差し引かれて銭1貫66文となった
- 12) 逸見家文書 天保5年12月「売渡申証文之事」。
- 13) 幸嶋家文書 享保17年9月「差上ケ申一札之事」, 埼玉県(1990): 『新編埼玉県史 資料編16(近世7)』396~398頁所収。
- 14) 中津川の他、両神村小森, 吉田町太田部などでの聞き取りによる。戦後、杉の植林が盛んに行われた際、天然林を伐採し、杉苗を定植した後、苗の間にソバを蒔くということが行われるといったこともあった。
- 15) 前掲8)。
- 16) 佐藤孝之(1988): 山稼の村と「御免許稼山」—上州山中領を事例として—, 徳川林制史研究所研究紀要, 第22号, 165~196頁。
- 17) 幸嶋家文書 元禄9年7月「差上申一札之事」。
- 18) 逸見家文書 年不祥「庭水山宝正寺壇用先祖代々過去帳」, 年不祥「中津川村創立以来現在過去人名簿」, 安永3年「往古中津川由来覚」による。
- 19) この他の義務としては、正月年玉, 串柿, 塩の類を納め、春秋には初穂として穀物を3升ずつ納めることなどが記されている。なお、分郷中双里の7人も同様の証文を差し出しているが、こちらでは大草は8人であった。大草の義務は、分付百姓が検地以前は分付主である本家の求めに応じて労働に従っていた名残であるが、検地の実施後、その日数が制限されたのである。
- 田中圭一(1991): 『帳箱の中の江戸時代史(上) 近世村落史論』刀水書房, 238~239頁。
- 20) 逸見家文書 宝暦9年5月「乍恐書付を以奉願上候」に、「名主兩人雇人一人宛差入山稼仕候ハ六十年以来役料与して惣百姓相談之上致来候……」とある。
- 21) 幸島家文書 明暦3年7月「進申てかた之事」, 埼玉県(1990): 『新編埼玉県史 資料編16(近世7 産業)』, 390~391頁所収。
- 22) 大滝村山口家文書 元禄7年3月「乍恐以書付ヲ御訴訟申上候」, 大滝村(1971): 『大滝村誌 資料編1』199~200頁。なお、史料中の「両大滝村」とは、現大滝村の一部である江戸時代の古大滝村と新大滝村の双方を指す呼称である。
- 23) 山口家文書 元禄7年3月「取引申手形之事」に、「此連判之者六人ニ而金子無高下出し合鳥竊可仕候」とある。このうちの4人は小鹿野町與治兵衛らであろうが、残りの2人については明らかではない。しかし、久左衛門が古瀧村栃本組名主,

源左衛門古大瀧村大達原名主であることから、新古大瀧村・中津川村の名主クラスの者である可能性が高い。

- 24) 享保18年の「中津川御山内之儀ニ付被仰渡候趣御請書」には、山稼品目の決定については、「元禄十五年岡田五右衛門殿支配之節檢地ヲ入村高相究、其節御山内百姓山稼之品茂御伺之上被申渡候」とある。
- 25) 逸見家文書 明和6年9月「差上申済口証文之事」。
- 26) 山稼品目改定の出願をするにあたって、天明4年に村中で相談がもたれ、同時に村内の山域利用の規定の一部改定が行われた。幸島家文書 天明4年4月「規定証文之事」、『大瀧村誌 史料編11』69頁所収。
- 27) 皆野町大淵金室家文書 文政5年2月「材木御改所之儀御尋ニ付仕来書相認差上候扣」、皆野町(1981)：『皆野町誌 資料編3』、618～620頁。
- 28) 東京都庁(1937)：『東京市史稿 産業編2』、175頁。
- 29) 逸見家文書 寛保3年6月「覚」。

30) 享保期以降に中津川村・両大瀧村で行われた百姓稼山の立木の伐採については、『大瀧村誌』史料編所収の史料などをもとにして、富岡政治によって一覧表にまとめられている。富岡政治(1991)：近世中津川村における生業と林野利用——土地利用からみた生活領域——、史苑、51-2、57～59頁。

- 31) 逸見家文書 寛政3年「差出申一札之事」。
- 32) 逸見家文書 寛政3年4月「差出申議定証文之事」。
- 33) 山中梅次家文書 文化10年「進申一札之事」。

〔付記〕

本稿の作成にあたっては筑波大学歴史・人類学系教授田中圭一先生、同教授石井英也先生に終始ご指導を賜りました。現地調査の際には、古文書所蔵者の方々をはじめ、多くの方々の温かい御協力をいただきました。ここに記して厚く御礼申し上げます。

なお、本稿の一部に関しては、平成4年度の歴史地理学会大会で発表した。

FORESTRY AND MINING IN NAKATSUGAWA VILLAGE DURING THE EDO PERIOD

Yoichiro HARADA

Small mines of Nakatsugawa in Chichibu were exploited in different periods of the Edo period. This study examines the relation between villagers and the exploitation of mines. The use of woodland is intensively analyzed as an important economic activity for Nakatsugawa, which was surrounded by mountain and was short of cultivated land.

First, the use of woodland for mining is examined. When mines were exploited, timbers were supplied from the communal woodland to the mine developers. The developers had to negotiate with villagers over cutting area, period, and the rent of the woodland. The same procedure was followed even in the case that some villagers developed mines. For villagers, mine developments were opportunities to earn wages and sales of timber.

Next, the way of woodland use for mining is analyzed. Villagers had made their livelihood by selling small boards produced from their woodland. At least in the Genroku period (1688-1704), it is thought that each villager could directly trade his product with merchants in cities in Chichibu such as Ogano and Edo. *Kenchi* (investigation of land ownership by the fudal lord in the Edo period) was done in 1697. The boundary between the communal woodland and the fudal lord's woodland was clarified. The item and standard of boards were established. These facts indicate that the villagers desired that rights to own and to use woodland were insured then. After *Kenchi*, the tax of the use of woodland was equally levied on each villager. The taxed villagers alone could use the communal woodland, and it was not permitted for villagers to produce boards with employee. These prevented the resources of woodland from extinction by monopolistic use of a few people, and assured each villager of woodland use.

Productive activity in Nakatsugawa was influenced by the demand in Edo. In the Horeki period (1751-64), some wealthy villagers who cut down trees with employee were censured by other villagers. Large scale use of woodland with employee was not permitted even in this period. On the other hand, production of logs or square timbers began from the communal woodland, as well as from the fudal lord's woodland in the 18th century. In this period, the merchants who sold the timber of fudal lord's woodland around Nakatsugawa also began to cut down trees from the communal woodland to make up the shortage of logs or square timbers. After Kyoho period (1716-36), they frequently cut down only from the communal woodland. At that time, the merchants had to negotiate with villagers over cutting area and period and the rent of woodland. Same procedure was also followed in the case that the villagers cut down from the communal woodland.

The involvement of villagers using woodland efficiently contributed to the exploitation of mines. Preservation of woodland resources through the villagers' restriction made possible the continuation of mining over a long period of time with occasional breaks.